

平成 21 年 5 月 14 日
四国中央市水道局

中間前金払の認定にかかる事務取扱要領

1. 趣旨

この要領は、四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱（平成21年四国中央市告示第107号、以下「実施要綱」という。）に基づき中間前金払を実施するにあたり、実施要綱に定めるものの他、認定事務における基準等について下記のとおり定め取り扱うものとする。

2. 中間前金払の対象工事

中間前金払は、請負代金の額が130万円以上のもので、かつ当初の前金払がなされた工事を対象とするが、四国中央市水道局低入札価格調査の試行に関する要領（平成19年四国中央市訓令第38号）による低価格での入札が行われた工事は対象としない。

3. 債務負担行為等に係る特例

実施要綱第5条に規定するもののほか、2以上の会計年度にわたる継続事業にかかる支払方法等については次のとおりとする。

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。

4. 申請及び認定

- (1) 実施要綱第6条第1項に規定する工事履行報告書等必要な書類は、次の各号に定めるものとする。
 - ①工事履行報告書（様式は別に定めるものとする）
 - ②中間前金払認定調書（本要領による指定様式とする）
 - ③その他認定審査において必要なもの
- (2) 実施要綱第2条第5号に規定する作業経費の実績については、同条第4号に規定する工事実績の確認ができれば、明らかに請負代金の額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとする。

(3) 前項の確認は、次の各号によるものとする。

- ① 確認は、建設工事請負契約書約款第11条に基づく工事履行報告書によるものとし、その認定は、認定申請書の申請時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。
- ② 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進ちょく額を認定することができるものとする。
- ③ 水道局から設計図書の変更指示による新規工種等の追加指示が行なわれている場合は、新規工種等の追加に係る契約書の変更がなされていない場合においても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- ④ 前号において、新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、請負者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではなく、契約の変更に係る協議等において留意すること。また、出来高の計算に当たっては、以下の式を適用することとする。

$$\text{出来高} = (B + C) / A$$

A : 中間前払金の認定申請時点における請負契約額

B : 中間前払金の認定申請時点における契約内容に対応した出来高

C : 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(変更指示文書発出済のものに限る。)

ただし、工事履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項に当たる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50パーセントに満たないが、上式による出来高((B+C)/A)であれば50パーセント以上となるときは、上式による出来高を適切に付記させるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年5月 14 日から施行する。